

吉野川市農業委員会告示第4号

下限面積（別段の面積）の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積（別段の面積）について、同法施行規則第17条第2項の規定に基づき決定したので、同法施行規則第18条の規定により、下記のとおり告示する。

記

別段の面積を適用する地区	下限面積（別段の面積）
吉野川市全域	30アール
「吉野川市空き家情報提供事業実施要綱」に基づき登録された空き家に付属した農地	0.01アール
施行日	令和4年4月1日

令和4年3月22日

吉野川市農業委員会  
会長 大久保 光江